

愛媛県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 F A Q（令和8年6月1日現在）

No.	区分	質問	回答
1-1	共通	申請時に提出する書類を教えてください。	物価上昇対応事業のみを申請する場合、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び申請額計算書(様式第1-1号)の提出が必要です。 賃上げ事業を申請する場合は上記に加えて、賃金改善報告書(後日お示しします。)の提出が必要です。 提出書類の記載方法等についてはコールセンターにお問い合わせください。
1-2	共通	補助金は施設の区分や病床数に応じて定額で交付されるのか。	物価上昇対応事業については施設の区分や病床数に応じて算出された定額が補助交付額となります。 賃上げ事業については施設区分や病床数に応じて算出された額と賃金改善報告書で算出した賃金改善の総額を比較して低い方の額(千円未満切り捨て)が補助交付額となります。
1-3	共通	病床数や店舗数の基準日はいつか。	病床数は令和7年8月1日時点、薬局店舗数は令和7年4月30日時点の店舗数が基準となります。 ただし、愛媛県病床数適正化支援事業を活用して令和7年8月2日以降に病床の削減を行っている場合は、当該病床削減分は対象外となります。
1-4	共通	基準日以降に開設した施設の取扱いにはどうか。	令和7年8月2日以降に開設した病院や有床診療所、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数や店舗数に応じて申請してください。
1-5	共通	無床診療所や訪問看護ステーションはいつの時点で運営している施設が対象となるのか。	無床診療所や訪問看護ステーションは本事業の申請時点で運営している施設が対象になります。
1-6	共通	令和7年8月1日時点では病院(有床診療所)として運営していた施設が申請時点では有床診療所(無床診療所)として運営していた場合、どちらを対象として支援するのか。	本事業の申請時点で運営している施設類型で申請してください。
1-7	共通	申請時点で休止届を出している場合は補助対象となるか。	対象となりません。
1-8	共通	指定管理の委託が行われている場合はどのように補助を受けたいか。	本事業の申請等の権限について、指定管理元となる自治体等から指定管理先の法人等へ委任した上で、指定管理先の法人等から申請を行うことが可能です。
1-9	共通	本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。
1-10	共通	医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いはどうか。	医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが補助対象となります。
1-11	共通	「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とはどのような考え方となるのか。	各保険薬局が毎年8月1日時点の状況として地方厚生(支)局長へ届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している、令和7年4月30日時点の数となります。 なお、同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局となります。 1 保険薬局の事業者の最終親会社等 2 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等 3 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等 4 1から3までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

No.	区分	質問	回答
1-12	共通	賃上げ事業と物価上昇対応事業のどちらかのみを申請することは可能か。	物価上昇対応事業のみを申請することは可能です。賃上げ事業を申請する場合は物価上昇対応事業の要件も満たすため、両事業同時に申請をお願いします。賃上げ事業と物価上昇事業の両方を申請する場合は、複数回申請するのではなく、賃上げ事業の申請開始時期に合わせて1回で申請いただくようお願いします。
1-13	共通	地方公共団体や公共・公益法人における消費税の調整計算において、本補助金は特定収入にあたるのか。	国ホームページの「(参考)消費税の調整計算について」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html
2-1	賃上げ	廃院・廃止を予定している場合は補助対象外とのことであるが、廃院・廃止を予定している場合の終期はどうか。また、例えば、有床から無床診療所に転換する場合等、施設類型を変更する場合の取扱いはどうか。	賃上げ事業は令和8年6月1日以降も運営され、同年8月1日まで運営を継続している施設を対象とします。なお、当該施設が同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象となります。本補助金の交付を受けた後、施設類型を変更した場合であっても、変更後も診療を継続している場合は補助対象となります。
2-2	賃上げ	本補助金の活用には、ベースアップ評価料の届出に加えて、令和7年12月～令和8年5月までの間に対象職員の賃金改善も必要とのことだが、どのような内容の賃金改善が必要なのか。	令和7年12月から令和8年5月までの間の毎月、令和7年11月時点の賃金水準を上回るベースアップが必要ですが、その内容(賃上げの金額や引上げ率等)は、各申請者においてご検討ください。「●%以上の引上げが必要」等の条件はありません。なお、ベースアップの総額が基準額に満たない場合はベースアップの総額が補助額になります。また、令和7年12月以降の賃金改善については、令和8年3月までに実施する必要があります。
2-3	賃上げ	賃金改善報告書はどのようなものか。様式はどのような様式か。	令和7年12月～令和8年5月までの賃金改善の状況等の報告を行うための様式であり、本報告書で算定した賃金改善の総額が賃上げ事業の補助対象となります。様式については現在、国で作成中のため、様式が定まり次第、ホームページに掲載します。
2-4	賃上げ	賃金改善の期間や基準月について教えてほしい。	令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象ではありません。また、令和7年12月以降の賃金改善については、原則として令和8年3月までに実施する必要があります。
2-5	賃上げ	賃金改善の方法について教えてほしい。	本補助金を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更には時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金(例:臨時賞与)又は特別手当(例:インフレ手当)を支給する方法でも差し支えありません。また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給や毎月支払われる手当の引上げを行う必要があります。なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として補助金を交付し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

No.	区分	質問	回答
2-6	賃上げ	賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてほしい。	基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。 ・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当 ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当(通勤手当、扶養手当等) 恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。 専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。 法定福利費等の事業主負担分は、(基本給等+賞与+時間外手当の引上げ分)×16.5%で簡便に計算することもできます。 これらについては、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。 なお、就業規則等で賃金や基本給等の引上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月(令和8年1月～6月)に支払われるものを含めることも可能です。
2-7	賃上げ	時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するのか。	基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引上げに含まれます。 なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引上げ分は含まれません。
2-8	賃上げ	育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのか。	育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。
2-9	賃上げ	一時金や特別手当の支払について留意点を教えてほしい。	一時金や特別手当は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を令和8年3月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。 なお、例えば2月中に3月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で3月に退職した場合、当該職員に対して支払った3月分の一時金は返還を求めるべき部分となります。 一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることとなりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。
2-10	賃上げ	ベースアップ評価料の届出期限について教えてほしい。	施設基準の算定開始日は毎月1日となるため、本事業の場合は1日までを届出期限としていますが、閉庁日の翌開庁日(2日)に届出を行い受理されれば1日から算定できるため、その場合は1日に届け出たものと見なします。 なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。(例:令和8年2月に開設し、2月中に給与支払実績のない場合は3月にベースアップ評価料の届出ができない→4月に届出を行い、その事実を称する書類を別途提出)
2-11	賃上げ	同一法人が運営する複数の施設において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の施設を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、病院毎の賃金改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じるが、どのように対応したらよいか。	法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の施設を運営している場合は、同一法人内の一部の対象施設のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の施設でまとめて賃金改善に必要な額を計算し、各施設の賃金改善額を算出して、これに本補助金を充てることや、実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能です。(関連FAQ2-35)

No.	区分	質問	回答
2-12	賃上げ	実施要綱には「令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とあるが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本補助金を返還する必要があるのか。	ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本補助金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。
2-13	賃上げ	本補助金を活用して、法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者に対して賃金改善を行うことはできるのか。	対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば本補助金を活用して賃金改善を行うことが可能です。
2-14	賃上げ	賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてほしい。	令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、 ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分 ・一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分 は本事業の賃金改善に含まれます。
2-15	賃上げ	賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてほしい。	令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、 ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分 ・一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで(遅くとも令和8年3月まで)の月数分 は本事業の賃金改善に含まれます。
2-16	賃上げ	公立医療機関では賃金改善するための予算措置や条例改正が必要となるため、令和8年4月以降でしか賃金改善を行えない場合もあるが、どのように対応したらよいか。また、本補助金は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることは可能か。	予算の議決や条例の改正が必要な場合は、令和8年3月までに賃金改善の意思決定を行った上で、令和8年4月(又は5月)に、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げを令和7年12月に遡って実施し、同年4月及び5月は基本給又は決まって支払われる手当の引上げを行った上で、6月1日以降の賃金改善の水準を原則、維持・拡大する方法が考えられます。 また、本補助金は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることも可能です。
2-17	賃上げ	令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回ってベースアップを実施している場合において、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本補助金を充て、そのうえで余剰が生じている部分を賃金改善に充てることも可能とされているが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員はどのように取り扱うべきか教えてください。	本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。 (例: 令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本補助金を充てることができます。) 上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給(月額)と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給(月額)を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合は当該部分を除いた部分が対象となります。 また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員についても、令和7年12月時点の当該職員の基本給(月額)が、当該職員と同一職種で同等の年齢・役職の職員の令和7年3月31日時点の基本給(月額)と比較して2.0%を上回っている場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本補助金を充てることができます。
2-18	賃上げ	実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。」とありますが、具体的な事例を教えてください。	人事院勧告等の他律的な要因で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の賃金改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、補助金の全額の返還を求める場合があります。

No.	区分	質問	回答
2-19	賃上げ	「令和7年度愛媛県生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金(18万円/施設)を充てることができましたが、今般の賃上げ支援事業との関係を教えてほしい。	「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当を引き上げた部分や、一時金又は特別手当として支給した部分が明確に判別できる場合には、当該事業を活用した部分を賃金改善の内容に含めることはできません。
2-20	賃上げ	本事業に加え、他の賃上げに対する補助事業等を活用することは可能か。	同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、本事業による賃金改善額への更なる上乗せや、本事業で対象としなかった職員や経費に対して他の補助金等を活用することは可能です。
2-21	賃上げ	医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、介護分野の賃上げ支援補助金と本事業の双方を申請することは可能か。	対象職員の賃金改善の水準が3.0%として、1.5%分に介護分野から、1.5%分に医療分野から充てる等、賃金改善を行う部分が重複しない場合は可能です。
2-22	賃上げ	本補助金を活用した賃金改善について、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分してよいか。	可能です。例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種(例:医師・歯科医師等)への配分額を相対的に小さくする一方で、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種(例:看護補助者等)に対して重点的に配分する、といった活用も可能です。
2-23	賃上げ	ベースアップ評価料の対象になるのか(届出ができていないか)分からない。	ベースアップ評価料の届出状況や対象となりうるかどうかについては、四国厚生支局(愛媛事務所)にお問い合わせください。
2-24	賃上げ	賃金の支払い時期やシステム改修等の都合上、12月～3月分の一時金の支給やベースアップに相当する差額支給を4月以降に行った場合は補助対象にならないのか。	12～3月分の一時金やベースアップに相当する差額が4月以降になった場合について、医療機関においてやむを得ない事情がある場合は賃上げ事業の対象となります。ただしこの場合も、一時金や差額支給は6月までに完了する必要があります。
2-25	賃上げ	令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合は、上回っている部分を令和7年12月～令和8年5月の間の最大6ヶ月間充当できるとされているが、4・5月分のベースアップのみに充当しても支障ないか。	4～5月のベースアップのみに充当する場合も含め、何らかの賃金改善に充てられていることであれば差し支えありません。
2-26	賃上げ	12月に支給した賞与に上乗せを行っている場合、当該上乗せ分は一時金・特別手当と整理してよいか。	4月以降にベースアップを行っていれば、当該賞与上乗せ分についても一時金等として整理して差し支えありません。
2-27	賃上げ	専従者給与(個人事業主のもとで働く家族に対する給与)が支給されている者はベースアップ評価料の対象となっているため、本事業の対象としてよいか。	対象として構いません。
2-28	賃上げ	「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」とあるが、令和7年4月以降に開設した医療機関等については、上記の要件は適用されないのか。	適用対象外となります。
2-29	賃上げ	令和7年12月1日以降に開設した医療機関等がある場合、賃金改善の基準月がないが、賃上げ支援はどのように実施したらよいか。	開設時点の賃金水準に上乗せして3月に一時金を支給し、4～5月にベースアップ等を実施した場合などは補助対象となります。
2-30	賃上げ	訪問看護STのみなし指定を受けた病院・診療所は訪問看護STとしても賃上げ支援を申請することは可能か。	のみなし指定を受けて訪問看護STの医療機関コードが交付され、令和8年3月1日時点で訪問看護STとしてベースアップ評価料を届け出ている場合は、病院・診療所と訪問看護STでそれぞれ賃上げ事業の申請が可能です。
2-31	賃上げ	週休2日制から週休3日制に変更し、月給を変更していない場合は1日当たりの給与が上昇しているため賃金改善の対象となると考えてよいか。	ベースアップ評価料の対象となるのであれば、ベースアップ評価料の対象を上回る部分については本補助金の対象となります。

No.	区分	質問	回答
2-32	賃上げ	診療報酬改定に伴い令和8年6月から新たにベースアップ評価料の対象となる医療機関について、令和7年12月～令和8年5月までのベースアップや一時金についてどの程度支給する必要があるか、基準等はあるのか。	基準等はないため、当該期間に行った一時金の支給やベースアップについては本補助金の対象となります(定期昇給等に伴うものは除く)。
2-33	賃上げ	令和8年1月～5月にかけて積み立てた賞与引当金については、5月末時点で従業員に支給されていないが補助金の対象となるのか。	対象として構いません。
2-34	賃上げ	賃金改善報告書で職種別の内訳を記載する必要がある職種は何か。	令和8年6月からのベースアップ評価料の対象職種については必ず内訳を記載してください。 なお、施設全体の賃金改善の総額と職種別内訳の合計については必ずしも一致する必要はありません。
2-35	賃上げ	運営する法人単位で賃金改善報告書を作成することは可能か。	法人単位用の賃金改善報告書(別紙1-2)及び対象施設報告シート(別紙2)を作成いただくことで対応可能です。 この場合、交付申請書には対象施設報告シートに記載した施設別の賃金改善の総額を記載してください。 各施設ごとの賃金改善の総額は按分等により適切に算出してください。(法人全体の総額と一致させる必要はありません。)
2-36	賃上げ	賃金改善報告書で職種別の内訳を記載することが難しい。	職種別の内訳を記載することが難しい場合、「その他の職種」欄にまとめて記載いただくことも可能です。
3-1	物価	物価上昇対応事業のみを申請する場合についてもベースアップ評価料の届出や賃金改善は必要なのか。	物価上昇対応事業のみを申請する場合は必要ありません。
3-2	物価	物価上昇対応事業で受けた補助金について用途に制限があるのか。	物価上昇に伴う経費全般を対象としており、特定の用途はありません。どのように活用したのかの報告も不要です。